

地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業 Q&A

※ 以下の内容は令和8年度予算案の今後の国会審議等の状況、今後の社会情勢等により、変更する可能性があります。

1. 全般・要件	
問1-1 入試における地域教員希望枠の設定は必須か。	本事業は地域教員希望枠が導入又は導入計画を有することを申請資格としている(詳細は3.)。
問1-2 複数の教育委員会と連携し申請することは可能か。	可能。ただし補助単価への加算などは実施しない。 例:A 大学と B 教育委員会・C 教育委員会 等
問1-3 1つの教育委員会が複数の大学と連携している場合でも申請することは可能か。	可能。 例:D 大学と E 教育委員会 F 大学と E 教育委員会 等
問1-4 複数の地域課題(①～⑤)に対応するプログラムを実施できるか。	可能。ただし補助単価への加算などは実施しない
問1-5 任命権がない市町の教育委員会との連携で申請できるか。	可能であるが本事業は67都道府県・指定都市教育委員会又は大阪府豊能地区教職員人事協議会のいずれか又は複数の教育委員会との連携を必須とする。
問1-6 補助率について	10/10 定額補助とする。
問1-7 教育委員会が申請できるか。	不可。
問1-8 申請は1大学につき1件なのか。1つの大学が、異なる地域課題について、異なる教育委員会と連携した事業を申請することは可能か。	必ずしも1件である必要はなく、明らかに異なる地域課題について、それぞれの課題を抱える教育委員会ごとに連携し、それぞれの事業ごとに申請をすることは2件まで可能。その場合は、経費の重複や人材の重複などは認めない。
問1-9 地域課題(①～⑤)でどれが採択されやすい等あるか。①～⑤にあてはまらない地域課題でも申請できないのか。	審査要項記載の通り、採択大学の地域、事業のテーマ、設置主体(国公立)のバランス等を考慮する場合はある。 ①～⑤に完全に合致しない場合でも申請は可能。その場合でも、①～⑤のうち一番近い分類を選んで申請いただきたい。 参考:審査要項 ・ 選定にあたっては、採択大学の地域、事業のテーマ、設置主体(国公立)のバランス等を考慮する場合はある。
問1-10 大学院における取組のみで申請できるか。	不可。 本事業は学士課程段階での取組を必須とし、一貫プログラム等であれば、大学院においても取組を実施することは可能。
問1-11 「地域」は、都道府県レベルでなければならないのか。例えば県の一部の地域だけを対象にした取組は可能か。	地域の規模等に関して制限は設けていない。
問1-12 既に高校生へのセミナーや地域枠入試、特別プログラムを実施しているので、これらを組み直した内容でも申請可能か。必ず新規での取組が必要なのか。	必ずしも否定しないが、本事業の背景・目的を踏まえ、発展的に改変・拡充することを求める。 大学・教育委員会が連携・協働した上で、単なる大学の機能強化にとどまらず、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に養成・輩出するシステム構築をする内容であることが不可欠である。
問 1-13 公募の申請要件に入学定員の下限・上限が設定されているか。	申請要件に入学定員の下限・上限は設定していない。

問 1-14 教育委員会との協定を締結する必要があるのか。	教育委員会との協定などは必須とはしていないが、本事業では、大学入学前から在学中、教員採用試験に至るまで教育委員会と連携・共同していくことを求めている。 また、計画書には教育委員会との実施体制を記載する欄もあるため、適切に連携体制を構築いただきたい。
問 1-15 様式2-1の年度別実施計画について、図をページ内に記載また添付する必要はあるか。	様式2-1内に図を入れる必要も、添付する必要もない。様式に沿ってワード形式にて作成すること。
問 1-16 様式2-1について、作成する際に記載されている部分(例えば①目的・概要の欄の「〇地域における教育課題や教育現場のニーズ・・・を記載してください。」等)は削除しても良いか。	削除せず作成していただきたい。
問 1-17 大学が所在する都道府県とは異なる場所に所在する教育委員会と連携することは可能か。	可能。
2. 高大接続	
問2-1 高校生への大学入学前の取組は必須か。	事業の趣旨を鑑み、教育委員会との連携・協働による高校生に対する取組・働きかけを計画すること。 参考:審査要項 ・本事業の趣旨・目的である大学入学前から大学入学者選抜、在学中の教育プログラムの実施、教員採用に至るまでの一貫した取組を計画しており、かつ明確でわかりやすいか。 なお、入学前の特別プログラム等の実施に当たっては、広く高校生等が参加できるものとし、導入の理由含め、周知徹底を図るとともに、実際の選抜行為は出願後になることに留意すること。
問2-2 高校生への大学入学前の取組はいつまでに開始する必要があるか。	令和9年度(事業2年目)までの実施を求める。
3. 地域教員希望枠入試と当該学生に対する教育プログラムについて	
問3-1 学生の履修コースとしての特別コース・プログラムは必須か。特別コース等として必要な単位数等の条件はあるか。	「地域教員希望枠コース」などの設定は必須としないが、地域枠で入学した学生に対する特別プログラム等の履修上の工夫は計画いただきたい。 取得単位数の条件はないが、特別プログラムを含めた特色ある教育内容について、中間評価等で確認していく予定。 参考:審査要項 ・本事業の趣旨・目的である大学入学前から大学入学者選抜、在学中の教育プログラムの実施、教員採用に至るまでの一貫した取組を計画しており、かつ明確でわかりやすいか。
問3-2 教育プログラムは正規課程に組み入れる必要はあるか、課外でも良いか。	学生の負担軽減の観点・体系的な学びの観点から、正規課程での特別プログラムを求める。 課外活動を妨げるものではないが、学生に対して過度な負担が生じないよう留意すること。
問3-3 地域教員希望枠入試はいつまでに開始する必要があるか。	公募要領に記載のとおり、地域教員希望枠入試を新たに設ける場合は、令和10年度実施の令和11年度入試までに開始すること。 また、本事業は昨年度から実施しているため、早期実施、入

	<p>試における2年前ルールを踏まえた計画をしていることが必要となる。</p> <p>なお、導入に当たっては高等教育局大学教育・入試課大学入試室に適切に相談し進めること。</p>
問3-4 特別コース・プログラムはいつまで開設する必要があるか。	<p>地域教員希望枠の特色ある教育は令和9年度(事業2年目)までの開始を求める(在学する学生への先行実施でも可)。</p> <p>参考:審査要項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和9年度中までに教育プログラムを実施する計画となっているか。地域教員希望枠を導入していない大学においては、令和9年度中までに地域教員希望枠で入学していない在学中の希望学生に対して先行実施する計画となっているか。
問3-5 地域教員希望枠を導入していない場合の先行実施段階では、正課外での実施でも良いか。	<p>本事業の趣旨を踏まえ、先行実施の場合でも正規課程での実施を求める。</p> <p>なお本事業では、既存科目の内容を地域教員希望枠で入学した学生向けに発展させることも認めており、これまで履修計画の内容を踏まえた先行実施を計画いただきたい。</p>
問3-6 先行実施段階では、構築した教育プログラムの一部実施でも良いか。	<p>可能。</p> <p>(例)4年間を前提に構築したプログラムを地域教員希望枠で入学していない在学中の希望する4年生向けに一部実施する等</p>
問3-7 事業のテーマについて、「④新しい学校づくりの有力な一員となる高度人材養成のための教員養成」を選択した場合、必ず「5年一貫プログラムの開発」を盛り込む必要があるか。	<p>「5年一貫プログラムの開発」は、あくまでも例示として示しているものであり、必須ではない。</p>
問3-8 「実施事業・募集内容」において、「地域ニーズに対応したコース・カリキュラムの構築」とあるが、地域ニーズに対応したカリキュラムをたてた際、①地域枠により入学した学生以外の者もこれを選択できる場合、また②地域枠により入学した学生が必ずしも全員が選択する訳でない場合でも事業の対象となるか。	<p>①参考:審査要項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内での事業実施体制について、学部内や他学部等への波及を見据えた体制となっているか <p>②本事業は、入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を支援するものであることを踏まえて検討いただきたい。(問3-1も参照)</p>
問3-9 申請するにあたり、新たに地域教員希望枠入試を実施する場合は、大学入試室の承諾も得たうえで令和11年度入試(令和10年度実施)での導入が確定している状態である必要があるのか。	問3-3のとおり。
4. 教員採用	
問4-1 教員採用における特別枠は必須か。	<p>任命権者との相談のもと採用ニーズを捉えた取組を推進する観点から、特別選考等の教員採用における構想を検討すること。</p> <p>参考:審査要項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用試験における特別選考などの実現について、教育委員会

	と構想を共有しているか。
問4-2 特別選考等はいつまでに開始する必要があるか。	地域教員希望卒の特色ある教育内容の検討に併せて、教育委員会と相談すること。
5. 補助金執行	
－	(全般について①) 補助事業者は、本補助金が適正化法等の適用を受ける補助金であることから、本補助金の経理管理に当たっては、補助事業者の規程等に基づき補助金の経理管理状況を常に把握できるようにし、善良な管理者の注意をもって行い、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を使用するとともに、他の用途へ使用することは決して行わないこと。
－	(全般について②) 本事業は大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に養成し、確保するシステム構築を目的としている。 費用の支出に当たっては、補助期間終了後も継続的に取組を実施できるよう、組織体制等のシステム構築を主眼とした執行に努めること。
問5-1 教員は新規に採用する必要があるか。	必ずしも新規採用である必要はないが、取組を実施するに当たり直接従事することとなる人件費に使用することを求める。
問5-2 教育委員会勤務の人件費を支出できるか。	大学で採用し、教育委員会(県)での勤務をメインで行うことは可能。 なお、問5-1のとおり、取組を実施するに当たり直接従事することとなる人件費に使用することを求める。
問5-3 使用できない経費について	一例として以下の経費に関しては、補助金の執行は認められない。 1. 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費 2. 航空保険やレンタカー保険といった、任意で加入する保険等、各個人が負担すべき経費 3. 学生への奨学金等の、学生に対する研究奨励金や学資金の援助のための経費 4. その他、事業遂行のために本補助金を支出する直接の必要がないと考えられる経費(懇親会経費や酒、煙草等に係る経費・手土産などの経費等) 5. 本補助事業以外の用途に使用する等の、法令や交付要綱等に反した使用に係る経費 ○ 本補助事業以外の取組に使用する物品等に係る経費 ○ 翌年度の事業に使用する物品等、当該補助事業実施期間内に使用しないものに係る経費 ○ 補助事業実施期間中に納品されなかった物品等に係る経費 ○ 補助事業実施期間中に役務提供が完了していない経費等
問5-4 学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支出することは可能か。	補助事業者が適切かつ明瞭に執行管理でき、補助事業後にも活動を継続できるように、補助事業者がバスや宿泊施設等の借り上げを行うなどの方法により、学内規定に従って支出すること。
問5-5 コーディネーター教員や実務家教員を雇用する場合の要件は	学校教育現場を十分に理解し、大学と教育委員会、学校現場の架け橋として、大学の入試・カリキュラムの構築、教師

あるのか。例えば大学も含む「教員」の経験者でなければならないのか。また、経験や年齢は問われないということではよいのか。	採用までのプロセスに主体的に関わることが出来る人材を想定している。
問5-6 今後のキャリアパスにつながる事業として、教員研修の充実に関することを含めることは可能か。	本事業は大学入学前から教育プログラムの構築、教員採用までの一貫した取組を支援するものであり、教員研修のみに係る経費は計上不可である。
問 5-7 事業経費を算定するに当たり、「補助金申請額」のほかに「自己負担額」を設定することが必須か、またその金額の多寡が採否に影響するのか。	自己負担額は必須ではないが、公募要領記載のとおり、本事業の令和8年度選定分は事業3年目には補助基準額を初年度の2/3程度に逡減する予定としている。また、審査要項には「補助基準額の逡減を踏まえた計画となっており自走化に向けた構想を有しているか。申請経費の内容が、実施計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。」との項目も設定されているため、各大学においては自走化・定着化に向けて適切に計画いただきたい。
問 5-8 人件費について、例えば、既に本学で雇用している教員で、月曜と火曜は本補助金の業務に専従、水曜～金曜は大学の業務とした場合、これは「本事業への専従」と言えるか。このケースだと、月曜と火曜は、大学の業務をさせないことになる。	個別具体の業務形態については各大学で判断いただきたいが、補助金事業以外の業務に関する費用を本事業で措置することはできない。
問 5-9 公募要領の2頁の(4)③に「総事業費が補助金基準額を超える場合、補助基準額との差額は自己負担となる」とあるが、総事業費が補助金金額以内に収まるのであれば、様式1の「11.事業費」にある「自己負担額」は0円になると理解してよいのか。また、仮に0円もあり得るとして、Q&A 集の「問 1-6」にある「10/10 定額補助とする」というのは「補助金額」に対してという理解でよいのか。	問 5-7 のとおり。 なお、次年度以降の補助基準額については国の財政状況等によるため、公募要領に記載どおりの逡減を行った金額での配分を約束するものではないことに留意いただきたい。また、補助基準額までの補助対象経費について10/10定額補助とする。
問 5-10 公募要領の2頁の(4)①に「審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはない」とあるが、自己負担額が必須というわけではないと理解してよいのか。	問 5-7、5-9のとおり。
問 5-11 間接経費については、補助基準額の内数であるか。	間接経費は、補助基準額の内数である。
6. 複数連携事業	
問6-1 複数連携事業の実施に関して注意すべき点はあるか。	分担金の有無に関わらず、選定された大学間で補助事業の適正な実施に必要な事項について協議の上で計画・実施すること。

	コーディネーター教員等を連携大学において雇用することも可能であるが、連携大学の学内規程等に基づき適切に実施し、事業実施大学に報告等を行うこと(実績報告書は連携大学分も併せて事業実施大学が行う)。
問6-2 連携事業の場合において、補助事業の実施にあたり、申請大学から連携大学へ補助金を資金配分し、連携大学において教員を採用することは可能か。	可能。上記 6-1 のとおり。
7. その他	
問7-1 申請書は公表されるのか。その他公表されるものは何か。	計画調書【様式1】の内容(項目 12、13 を除く)、様式 2-1、様式 3 は採択時に公表する。 その他、申請件数について、公募期間終了後に公表する。
問7-2 事業終了後の評価はあるのか。	事業実施期間全体を通じた成果に関して報告を求める予定である。